令和８年１１月１２日

デジタル大臣　古川　俊治　様

埼玉県知事　大野　元裕

セキュリティ診断サービスの提供及びセキュリティ対策実施に対する財政支援措置等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県が抱える課題に関する下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　セキュリティ診断サービスの提供及びセキュリティ対策実施に対する財政支援措置

(1) 現状・課題等

ＡＩ技術の進展に伴い、全国的に不正アクセスやサイバー攻撃が急増しており、自治体においても住民情報や行政サービスを支えるシステムのセキュリティ対策強化は喫緊の課題となっている。

効果的な対策を講じるためには、まず各自治体が自ら運用するシステムやサービスについて、どのような脆弱性やリスクを抱えているのかを客観的かつ正確に把握することが不可欠である。

国においては、自治体のインターネット公開資産の把握や脆弱性管理を支援するため、今後、地方版ＡＳＭ（アタック・サーフェス・マネジメント）の運用が予定されている。しかしながら、地方版ＡＳＭは公開資産の管理や脆弱性の把握を主眼としたものであり、ペネトレーションテストのように実際の攻撃者の視点から侵入の可否や被害範囲を検証する高度なセ

キュリティ診断を実施するものではない。

そのため、実践的なサイバー攻撃への対応力を高めるためには、各自治体が地方版ＡＳＭに加え、独自に高度なセキュリティ診断を実施していく必要がある。

一方で、こうした高度なセキュリティ診断の計画・実施には専門的な知識や技術が求められることから、各自治体が個別に事業者やサービスを選定する場合には、診断手法や品質にばらつきが生じるほか、価格の妥当性を判断することが難しく、結果として十分な品質の診断を受けられない自治体が生じることも懸念される。

また、診断によって脆弱性が発見された場合、その対策を速やかに実施する必要があるが、システムの改変等を伴う対処などでは費用が高額になることも想定される。そのため、自治体の規模や財政状況によっては脆弱性対策に対する財源の確保が実施の障壁となることも懸念される。

(2) 要望項目

全国の自治体システムに対するセキュリティ水準の底上げと、サイバー攻撃リスクの低減を図るため、自治体が保有・運用するシステムを対象としたペネトレーションテスト等の高度なセキュリティ診断サービスを、国において統一された基準及び品質の下で提供すること。

また、当該診断の結果や自治体が独自に実施した診断により脆弱性が確認された場合には、必要な対策を確実に実施できるよう、その費用について、自治体の財政状況を考慮した補助制度等の財政支援措置を講じること。

２　ＡＩエージェントの適正な利活用に向けた環境整備

(1) 現状・課題等

生成ＡＩの急速な普及に加え、自律的に計画、実行及び検証を行うＡＩエージェントの活用が国内外で拡大しており、行政分野においても業務効率化や住民サービスの高度化に向けた活用が期待されている。国においては、ガバメントＡＩ「源内」を活用してＡＩアプリやスキルといった共通資産の整備が進められており、その成果の自治体への展開が求められる。

一方で、国内外ではＡＩの利用に伴う個人情報・機密情報の漏えい、誤

情報の生成、不適切な自律的処理、外部サービスとの連携に起因するセキュリティ上の問題などが顕在化している。また、ＡＩエージェントが業務上の判断や処理に深く関与するようになる中、その安全性や信頼性をどのように評価し、適切に管理・監督していくかが重要な課題となっている。

さらに、今後、自治体におけるＡＩエージェントの導入が本格化することが見込まれるが、個々の自治体がそれぞれ安全性の評価やリスク分析、効果検証を実施することは人的・財政的負担が大きい。ＡＩの信頼性を確保しながら自治体ＡＸを推進するためには、国が主導して共通的な評価・管理の仕組みを整備するとともに、自治体間で知見や成果を共有しながら継続的に改善していく環境の構築が必要である。

(2) 要望項目

ＡＩエージェントの利用拡大に伴う個人情報漏えい、誤情報生成、不適切な自律的処理等のリスクに対応するため、安全性・信頼性に関する評価基準や認証制度を整備するとともに、監査手法、ログ管理、リスク評価及び人による適切な管理・監督の在り方等について、地方自治体が参照・活用できる標準的な指針を示すこと。

また、ガバメントＡＩ「源内」により整備が進められているＡＩエージェントの共通資産について、地方自治体が安心して活用できるよう、安全性及び有効性を継続的に評価・検証する仕組みを構築するとともに、自治体職員が作成した優良な業務シナリオ、プロンプト、評価結果等を相互に共有・再利用できる環境を整備し、地方自治体におけるＡＩエージェントの導入促進及び自治体ＡＸの全国的な展開を支援すること。

３　指定難病対策に係るデジタル化の推進

(1) 現状・課題等

難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」とする。）に基づく医療費助成制度は、申請等の手続が複雑で多くの書類が必要であり、患者にとって過重な負担を強いている。そのため、添付書類の簡略化やマイナポータルの活用によるＤＸ化による手続の簡素化を図り、患者負担を軽減することが求められている。

また、都道府県による認定等の手続は、審査を必要とする臨床調査個人票（診断書）の内容が詳細かつ大量であるほか、自己負担上限月額の決定に必要な健康保険情報や住民税情報の取得範囲が非常に複雑で、都道府県に審査・照会・確認作業等の過重な事務負担が生じる内容となっている。そのため、複雑な事務処理を効率的に行うための自治体側のシステムの整備、改修が必要である。

難病法により受給資格の認定に係る事務は都道府県が担うこととされているが、国が制度設計しており認定要件や自己負担上限月額決定の基準も細かく定められている。

(2) 要望項目

指定難病医療受給申請について、申請手続きのＤＸ化を早期に実現するなど、難病患者の負担の軽減を図ること

厚生労働省が進めている難病の診断書情報のオンラインデータベースとマイナポータルを省庁横断で連動させ、申請時には住民票など必要なデータを自動取得し、認定時には自己負担上限月額の算定などを自動で行えるようにすること。

また、国において自治体が支給認定事務を行う際に利用するシステムのプラットフォームを整備し、申請受付から審査交付までの事務処理を全国共通の枠組みで行うことができるよう対応すること。なお、整備が整うまでの間については、自治体側システムの改修等の費用について十分な財政的措置を講じること。

医療機関において、診断書のオンライン登録や公費負担医療のオンライン資格確認が進むよう支援すること。

４　業務のデジタル完結に向けた住民基本台帳ネットワークシステムとマイナンバー情報連携システムとのデータ連携

(1) 現状・課題等

福祉・医療など社会保障・給付事務等の分野では世帯単位での課税状況等を把握する必要がある事務が多いが、現在の住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネットシステム」とする。）では、地方自治体は世帯

単位でこれらを直接把握することはできない。

国は、住基ネットシステムを利用した住所単位の名寄せと情報提供ネットワークシステム（以下「マイナンバー情報連携システム」とする。）での世帯コードの確認を組み合わせることにより、世帯情報の把握は可能との見解を示している。このため、現在は各事務で住基ネットシステムとマイナンバー情報連携システムそれぞれで必要な情報を検索し、結果を照合している。

しかしながら、国の見解によるこうした確認方法は煩雑であるため、実際には多くの事務において世帯全員の住民票を紙で提出させるなどの対応を行っており、申請のデジタル完結の障壁の一因となっている。

さらに、社会保障・給付事務等における世帯情報の問題だけでなく、税など他の事務においても、住基ネットシステムとマイナンバー情報連携システムがデータ連携できないため、事務のデジタル化への障壁として課題となっている。

(2) 要望項目

業務のデジタル完結に向けて世帯情報など必要な情報が効率的に確認できるようにするため、住基ネットシステムとマイナンバー情報連携システムとのデータ連携を可能にするよう、制度及びシステムを見直すこと。

5　住民基本台帳事務に係るデジタル化の促進

(1) 現状・課題等

住民基本台帳法を根拠とする住民票の写し等の各種証明書は、同法において「書類」と規定されているため、紙媒体での交付に限定されており、住民は窓口来庁や郵送申請を余儀なくされる上、市区町村の窓口での証明書発行に係る業務量が膨大となり、行政事務の負担軽減や効率化を妨げている。

住民票の写しの電子交付については、令和７年度に総務省のデジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループにおいて検討が行われたところではあるが、個人情報保護に関するリスクの観点から「引き続き検討を行う」との状況にとどまって

いる。

住民の利便性向上や行政事務の効率化のため、住民基本台帳法に定める証明書類の電子交付を可能とする法整備と併せて、個人情報保護に関するリスクに対する予防措置について早急な検討を行う必要がある。

また、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の申出により住民票や戸籍の附票の発行制限等を行う措置（以下「ＤＶ等支援措置」という。）に係る事務において、市区町村間の情報共有が電話や郵送というアナログな手法で行われていることから、連絡を受けた市区町村の担当者がシステムへの発行制限の設定を失念するケースが後を絶たず、命に関わる深刻な個人情報漏洩を引き起こしている。

このような事態を未然に防ぐため、申出を受けた市区町村がＤＶ等支援措置（支援措置開始までの間の仮の支援措置適用を含む）情報を入力することにより、関係市区町村に情報が即時連携され、住民票や戸籍の附票の発行制限が自動的にかかる仕組みの構築が必要である。

なお、これらについては、県内の多くの市町村からも賛同を得ている。

⑵ 要望項目

住民基本台帳法に定める証明書類の電子交付を可能とする法整備を行うこと。

住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、申出を受けた市区町村がＤＶ等支援措置（支援措置開始までの間の仮の支援措置適用を含む）情報を入力することにより関係市区町村に情報が即時連携され、発行制限が自動的にかかる仕組みを構築すること。また、情報連携を可能とするための規定整備を行うこと。

証明書類の電子交付及びＤＶ等支援措置情報の連携に伴う個人情報保護に関するリスクに対する予防措置を講じること。

市区町村において新たなシステムの導入・改修が必要な場合は、財政支援措置を行うこと。

６　パスポート発給申請におけるキャッシュレス化の推進

(1) 現状・課題等

パスポート（旅券）発給申請手数料の納付は、県手数料と国手数料を同時に納付する必要がある。電子手続で発給申請を行った場合は、県・国の手数料ともキャッシュレス決済による納付が可能となっている。

一方、書面手続で発給申請を行った場合、県手数料はキャッシュレス決済による納付が可能であるが、国手数料はいまだに印紙による納付となっている。

そのため、パスポートの発給を書面で申請する県民にとっては、県手数料がキャッシュレス決済であるにもかかわらず、国の手数料は現金で印紙を購入する必要があり、支払手段が分かりづらく利便性の面でも課題がある。

(2) 要望項目

パスポート（旅券）発給申請手数料について、書面手続の場合も印紙ではなくキャッシュレスで納付できるよう制度設計を行うこと。

７　統合的な地下インフラ管理体制の早期確立に向けた新たな道路占用関連システムの導入促進について

⑴　現状・課題等

令和７年１月２８日に埼玉県八潮市内で発生した陥没事故現場の路面下には、流域下水道管のほかにもガス、通信、八潮市上下水道など多種多様な地下インフラが輻輳して埋設されており、事故発生当初から迅速に共有する体制構築の重要性を改めて認識したところである。

同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、国土交通省では、令和７年２月２１日に「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」を設置し、今後の地下管路の施設管理の在り方など、専門的見地からの検討を進めている。令和７年５月２８日に公表された第２次提言では、様々な地下インフラ情報のデジタル化、これらを統合化する仕組みの必要性が示されている。

流域下水道施設を始め、地方自治体は老朽化した地下インフラを多く

抱えており、その維持管理や更新は、全国共通の課題である。

現行の道路管理システムは一部地域での利用に限られていることや、一部の手続きのみしかオンライン上でできない等の課題があり、現在、国では全国統一型の新たな道路占用関連システムの運用開始に向けて取り組まれている。

今後の地下インフラの維持管理の高度化につなげるためには、行政境を越えて全ての道路管理者や占用者が本システムを導入し、データを共有することが重要である。

本県は、事故発生県として、全国に先駆けて道路占用関連システムを活用して地下インフラのデータベース化に取り組んでまいりたい。

このためには、システムを利用しやすくする仕組みづくりが極めて重要である。

ついては、地下インフラのデータベース化・統合化に向けた本システムの導入を促進し、実効性の高いものとするため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

⑵　要望項目

新たな道路占用関連システムについては、道路管理者や占用者が管理する地下インフラデータの収集、電子化が促進されるよう本システムの普及啓発に取り組むこと。

地下インフラの新設・更新等に伴うシステムのデータ更新において、道路管理者や占用者への技術的・財政的支援を行うこと。

３次元データによる管理も見据え、引き続きシステムの充実に向けた検討を進めること。